

**【表紙】**

**【提出書類】** 四半期報告書

**【根拠条文】** 金融商品取引法第24条の4の7第1項

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 平成23年7月15日

**【四半期会計期間】** 第143期第1四半期(自平成23年3月1日至平成23年5月31日)

**【会社名】** 株式会社松屋

**【英訳名】** MATSUYA CO., LTD.

**【代表者の役職氏名】** 代表取締役社長執行役員 秋田正紀

**【本店の所在の場所】** 東京都中央区銀座三丁目6番1号

**【電話番号】** 03(3567)1211(大代表)

**【事務連絡者氏名】** 総務部IR室担当課長 白石晴久

**【最寄りの連絡場所】** 東京都中央区銀座三丁目6番1号

**【電話番号】** 03(3567)1211(大代表)

**【事務連絡者氏名】** 総務部IR室担当課長 白石晴久

**【縦覧に供する場所】** 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

##### 連結経営指標等

回次	第142期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第143期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第142期
会計期間	自 平成22年 3月1日 至 平成22年 5月31日	自 平成23年 3月1日 至 平成23年 5月31日	自 平成22年 3月1日 至 平成23年 2月28日
売上高 (百万円)	19,377	15,826	78,091
経常利益又は 経常損失( ) (百万円)	292	276	1,458
四半期(当期)純利益又は 四半期純損失( ) (百万円)	381	742	1,318
純資産額 (百万円)	8,004	7,760	9,046
総資産額 (百万円)	49,291	45,108	46,514
1株当たり純資産額 (円)	146.46	141.72	165.21
1株当たり 四半期(当期)純利益 又は四半期純損失( ) (円)	7.18	14.01	24.88
潜在株式調整後 1株当たり四半期 (当期)純利益 (円)			
自己資本比率 (%)	15.7	16.7	18.8
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	2,078	436	489
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	200	366	115
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	2,013	211	327
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (百万円)	2,289	2,223	2,510
従業員数 (名)	975	950	957

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 第142期及び第142期第1四半期連結累計(会計)期間の潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。また、第143期第1四半期連結累計(会計)期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、1株当たり四半期純損失を計上しているため記載しておりません。

## 2 【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

## 3 【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

## 4 【従業員の状況】

### (1) 連結会社の状況

平成23年5月31日現在

従業員数(名)	950〔742〕
---------	----------

- (注) 1 従業員数欄〔 〕内は、臨時従業員の当第1四半期連結会計期間の平均人員を外数で記載しております。  
2 上記従業員数には、出向者を含んでおります。

### (2) 提出会社の状況

平成23年5月31日現在

従業員数(名)	572〔230〕
---------	----------

- (注) 1 従業員数欄〔 〕内は、臨時従業員の当第1四半期会計期間の平均人員を外数で記載しております。  
2 上記従業員数には、出向者を含んでおります。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【生産、受注及び販売の状況】

#### (1) 生産実績

当社及び当社の関係会社において、該当事項はありません。

#### (2) 受注実績

当第1四半期連結会計期間における受注実績をセグメントごとに示すと次のとおりであります。

セグメントの名称	当第1四半期連結会計期間			
	金額(百万円)	前年同四半期比 (%)	受注残高(百万円)	前年同四半期比 (%)
ビル総合サービス及び広告業	213	-	67	-

(注) 1 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2 上記以外のセグメントについては該当事項はありません。

#### (3) 販売実績

当第1四半期連結会計期間における販売実績をセグメントごとに示すと次のとおりであります。

セグメントの名称	金額(百万円)	前年同四半期比(%)
百貨店業	13,088	-
飲食業	1,432	-
ビル総合サービス及び広告業	650	-
輸入商品卸売業	558	-
その他	96	-
合計	15,826	-

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

### 2 【事業等のリスク】

当第1四半期連結会計期間における、本四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生、又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在しておりません。

### 3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定または締結等はありません。

#### 4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当社グループに関する財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの分析・検討内容は、原則として連結財務諸表に基づいて分析した内容であります。

なお、文中における将来に関する事項は、本四半期報告書提出日(平成23年7月15日)現在において、判断したものであります。

##### (1) 経営成績の分析

当第1四半期(平成23年3月1日～平成23年5月31日)におけるわが国経済は、3月11日に発生した東日本大震災により、広域に亘り甚大な被害がもたらされ、大きな影響を被りました。

百貨店業界におきましても、首都圏における計画停電や節電に伴う営業時間の短縮、余震等による心理的な不安や消費マインドの低下など、震災による影響が色濃く表れ、東京地区百貨店売上高は3ヵ月連続で前年実績を下回る結果となりました。

当社グループでは、こうした厳しい状況下においても「中期経営計画(2010～2012年度)」の基本方針に沿った諸施策を、環境の変化に対応しながらも着実に実行してまいりました。しかしながら、東日本大震災以降の消費環境の悪化は急速であり、前年実績を下回る結果となりました。

以上の結果、当第1四半期連結会計期間の売上高は15,826百万円と前年同四半期に比べ3,550百万円(18.3%)の減収となり、営業損失は293百万円と前年同四半期に比べ588百万円の減益、経常損失は276百万円と前年同四半期に比べ568百万円の減益、四半期純損失は742百万円と前年同四半期に比べ1,123百万円の減益となりました。

##### 百貨店業

百貨店業の銀座店におきましては、中期経営計画の基本方針である「松屋銀座のポテンシャル、優位性の最大化」の下、独自性を重視した取り組みを強化することによって、世界の銀座を象徴する個性的な百貨店「GINZAスペシャルティストア」の構築を進めてまいりました。

商品政策につきましては、本年2月から3月にかけて、食品、婦人雑貨、子供服、リビングゾーンの一部に新規ブランドを導入し、それぞれのゾーンを再編することによって、全館におけるグレードとテイストの統一を推し進めるとともに、3月と5月には、専門店事業を展開している「銀座インズ」に新たなショップをオープンするなど強化を図ってまいりました。催事につきましては、ゴールデンウィークに文化催事「島田ゆか&ユリアヴォリ絵本原画展」を開催することにより集客と波及効果を図る一方、物販催事におきましても、大型の紳士催事「銀座の男」市の拡販に注力するなど業績の向上に努めてまいりました。

また、この度の震災を受け、4月20日に全館を挙げたチャリティーイベント「4.20 Message」を開催したほか、世界の絵本作家から寄贈された原画のチャリティーオークションを実施するなど、百貨店としてできる社会貢献をお客様とともに行ってまいりました。

浅草店におきましては、「マイタウン・マイストア」をキーワードに据え、ターミナル店舗の利便性を活かしつつ、店舗近隣のお客様にご愛顧いただける店作りを推し進め、業績の向上に努めてまいりました。

しかしながら、震災による臨時休業、営業時間の短縮や消費マインドの低下などの影響により、百貨店業の売上高は13,096百万円、営業損失は214百万円となりました。

##### 飲食業

飲食業の婚礼宴会部門におきましては、引き続き婚礼組数の増加に取り組みましたが、震災後の婚礼・宴会の自粛によるキャンセルなどの影響が大きく、また、その他の部門におきましても、震災による営業時間の短縮などの影響を受け、売上高は1,457百万円、営業損失は181百万円となりました。

## ビル総合サービス及び広告業

ビル総合サービス及び広告業におきましては、景気低迷の中、震災による企業の投資縮小や延期などの影響を受け、売上高は1,265百万円となりました。また、原価や人件費をはじめとする費用の削減に取り組みましたが、営業損失は18百万円となりました。

### 輸入商品卸売業

輸入商品卸売業におきましては、積極的な店舗展開に取り組むなど売上拡大に努めました。主力商品である北欧の家具、リビング用品及び雑貨の営業強化を行い、直営店においても実績を大きく伸ばし、売上高は573百万円となりました。また、利益につきましても、新たな店舗展開による販売管理費の上昇はあったものの、人件費等の削減に努め、営業利益は84百万円となりました。

## (2) 財政状態の分析

当第1四半期連結会計期間末の資産合計は前連結会計年度末に比べ、1,405百万円減少し45,108百万円となりました。これは主に現金及び預金286百万円の減少、投資有価証券768百万円の減少等によるものであります。負債合計は前連結会計年度末に比べ、120百万円減少し37,348百万円となりました。これは主に借入金204百万円の減少等によるものであります。純資産合計は利益剰余金742百万円の減少等により1,285百万円減少し7,760百万円となりました。

## (3) キャッシュ・フローの状況の分析

当第1四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物は、前連結会計年度末に比べ、286百万円減少し、2,223百万円となりました。

当第1四半期連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況の分析とそれらの要因は次のとおりであります。

「営業活動によるキャッシュ・フロー」は、税金等調整前四半期純損失 785百万円、減価償却費337百万円、資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額314百万円等により436百万円の支出となり、再就職支援制度に伴う支払額があった前年同四半期と比べ1,642百万円の増加となりました。

「投資活動によるキャッシュ・フロー」は、有形固定資産の売却による手付金収入298百万円等により366百万円の収入となり、前年同四半期と比べ有形固定資産の取得による支出が減少したこと等により566百万円の増加となりました。

「財務活動によるキャッシュ・フロー」は、借入金の減少 204百万円等により211百万円の支出となり、前年同四半期と比べ借入金が増加したこと等により2,225百万円の減少となりました。

## (4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において、事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等は次のとおりです。

### 基本方針の内容

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益を中長期的に確保、向上していくことを可能とするものである必要があると考えております。

当社は、当社の支配権の獲得・移転を伴う買収提案がなされた場合、その判断は最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。また、当社は、株式の大量取得行為であっても、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。しかし、株式の

大量取得行為の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量取得行為の内容等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社を買収者との十分な交渉機会を提供しないもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社は、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量取得行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針を決定する者として不適切であり、( )当社株式の大量取得行為が、当社の企業価値・株主共同の利益に与える脅威の存否を判断し、当社株式の大量取得行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断するために必要な情報・時間を確保し、( )当社取締役会が代替案を提供するために必要な情報・時間を確保し、また、( )当社取締役会が株主及びステークホルダーの利益を確保するために行う大量取得行為を行う者との交渉を可能とすること等、当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量取得行為を抑止するための合理的な枠組みが必要であると考えます。

#### 具体的な取組み

##### 1) 会社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、当社の企業価値の源泉である「消費価値・文化価値を提供するノウハウ」を伸張させ、当社の企業価値・株主共同の利益を維持・向上させるため、平成22年4月12日開催の当社取締役会において、利益回復と企業価値向上のための新たな中期経営計画である「中期経営計画(2010～2012年度)」(以下「本計画」といいます。)を策定しました。

本計画では、「『松屋銀座』のポテンシャル、優位性の最大化」、「グループ事業の収益基盤の強化」、「財務基盤の強化」、「生産性の向上」の4つを基本方針に掲げ、かかる基本方針の実現に向けて以下の諸施策を採ることとしております。

##### ・「松屋銀座」のポテンシャル、優位性の最大化

当社は、「銀座」という世界有数の商業地域に店舗を構えることの意義を再認識し、銀座本店のポテンシャル、優位性を最大限発揮していくことが、当社の企業価値向上に資するものと考えております。そこで、松屋ブランドの価値の源泉である銀座本店に経営資源を集中し、その独自性に更に磨きをかけ、銀座を象徴する個性的な存在となるべく、百貨店業における店づくり及び構造改革を行ってまいります。

##### ・グループ事業の収益基盤の強化

利益重視の観点から、飲食業(アターブル松屋グループ)、ビル総合サービス及び広告業(株式会社シーピーケー)、輸入商品卸売業(株式会社ストッケジャパン、株式会社スキャンデックス)等の当社グループ事業について、不採算、低収益事業の整理・合理化と収益事業への経営資源の集中を進め、収益基盤の強化を図ってまいります。

##### ・財務基盤の強化

今後3カ年は営業活動で獲得した利益やキャッシュ・フローは財務基盤の強化に充当していき、各部門の投資は、自己資本の回復と有利子負債の返済という財務戦略との均衡を図りながら行ってまいります。

##### ・生産性の向上

厳しい環境下においても利益の出る体質を構築するため、更なる生産性の向上を目指してまいります。要員構成の変化を踏まえた役割や制度の見直し、オペレーションの再構築、アウトソーシングの積極活用等を進めてまいります。

当社は、上記の諸施策に取り組むことで当社の企業価値・株主共同の利益向上を図ってまいります。

また、当社グループは、企業価値の継続的な向上の実現のため、コーポレート・ガバナンスの強化に取り組んでおります。この一環として従来から社外取締役・社外監査役を選任しており、現在も社外取締役2名・社外監査役3名を選任し、経営に対する監視機能の強化を図っております。社内においても、コンプライアンス委員会、危機管理委員会、内部監査室等の各組織を設置し、内部統制機能・監査機能を強化しております。また、当社は、業務執行の一部を執行役員に委任する執行役員制度を導入し、取締役の任期を1年とする

等経営陣の責任の所在の明確化、経営の効率化を図っております。

当社は、今後もコーポレート・ガバナンスの充実に努め、企業価値・株主共同の利益の最大化を追求してまいります。

## 2)基本方針に照らして不適切な者によって会社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成22年5月27日開催の定時株主総会において、当社定款に基づき、当社株式の大量取得行為に関する対応策(買収防衛策)の導入(更新)に係る基本方針(以下「本買収防衛策基本方針」といいます。 )の内容を決定するための議案のご承認を頂き、同日開催の当社取締役会において、本買収防衛策基本方針に基づく具体的な対応策(以下「本プラン」といいます。 )を決定いたしました。

### (本プランの目的)

本プランは、当社株式に対する大量取得行為が行われる際に、株主の皆様がかかる大量取得行為に応じるべきか否かを判断するため、あるいは当社取締役会が株主の皆様に変更案を提案するために必要な情報・時間を確保し、また、当社取締役会が株主及びステークホルダーの利益を確保するために交渉を行うこと等を可能とするものであり、当社の企業価値・株主共同の利益を毀損する買付等を阻止し、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させることを目的としております。

### (本プランの適用対象)

本プランは、(i)当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付その他の取得、( )当社が発行者である株券等について、公開買付けを行う者の株券等所有割合及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け、若しくはこれらに類似する行為又はその提案(以下「買付等」と総称します。 )がなされる場合を対象とします。

### (本プランの定める手続き)

当社の株券等について買付等を行う買付者等には、買付等の内容の検討に必要な情報及び当該買付者等が買付等に際して本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した買付説明書を提出していただきます。その後、買付者等から提出された情報、当社取締役会からの意見や根拠資料、当該買付等に対する代替案(もしあれば)等が、経営陣から独立した者のみから構成される特別委員会(現在は社外取締役1名、社外監査役1名及び社外の有識者1名により構成されます。 )に提供され、検討されます。特別委員会は、必要に応じて外部専門家の助言を独自に得た上、買付等の内容の検討、当社取締役会の提示した代替案の検討、買付者等との交渉、株主に対する情報開示等を行います。

特別委員会は、買付者等による買付等が下記の本新株予約権無償割当ての要件記載の要件のいずれかに該当し、かつ、必要性・相当性の観点から本新株予約権の無償割当ての実施が是認されると判断した場合には、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。当社取締役会は、この勧告を最大限尊重して本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施等を決定します。但し、特別委員会が、勧告に際し、予め株主意思の確認を得るべき旨の留保を付した場合、又は、当社取締役会が、一定の状況の下で、株主総会に諮ることが適切と判断する場合には、株主意思確認総会を招集し、本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施に関する株主の皆様の意思を確認することとしており、株主意思確認総会を開催する場合、当社取締役会は当該株主意思確認総会の決議に従います。

本新株予約権の無償割当てを実施する場合、当社取締役会は、別途定める割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された当社以外の株主に対し、その保有する当社普通株式1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権を無償で割り当てます。

### (本新株予約権の内容)

本新株予約権は、1円を下限とし当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で当社取締役会が定める金額を払い込むことにより、当社株式1株を取得することができるものですが、買付者等は、原則として本新株予約権を行使できないという差別的行使条件が付されています。また、本新株予約権には、当社が買付者等以外の者から当社株式と引換えに本新株予約権を取得することができる旨の取得条項が付されており、当社がかかる条項に基づく取得をする場合、本新株予約権1個と引換えに原則として当社株式1株が交付されます。

### (本新株予約権無償割当ての要件)



本プランの発動として本新株予約権の無償割当てを実施するための要件は、(イ)買付者が本プランに定める手続を遵守しない場合、並びに、(ロ)( )株式等を買占め、その株式等につき当社に対して高値で買取りを要求する行為等により、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく侵害するおそれのある買付等である場合、( )強圧的二段階買付等株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付等である場合、( )買付等の経済的条件(対価の価額・種類、買付等の時期、支払方法等を含みます。)が当社の本源的価値に鑑み不十分又は不適当な買付等である場合、及び、( )買付者等の提案の内容(買付等の経済的条件のほか、買付等の方法の適法性、買付等の実現可能性、従業員、取引先、顧客等の当社に係る利害関係者に対する対応方針等を含みます。)が、「消費価値・文化価値を提供するノウハウ」に具現化される当社の企業価値を生み出す上で必要不可欠な企業価値の源泉を破壊し、当社の企業価値・株主共同の利益に重大な悪影響を与える買付等である場合のいずれかに該当することです。

(本プランの有効期間・本プランの廃止・変更等)

本プランの有効期間は平成22年5月27日開催の当社定時株主総会終結後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までです。但し、かかる有効期間の満了前であっても、当社株主総会において本買収防衛策基本方針を変更又は廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランは、速やかに変更後の本買収防衛策基本方針に従うよう変更され又は廃止されることとなります。また、当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることとなります。

(株主及び投資家の皆様への影響)

本プランの導入(更新)時点においては、本新株予約権の無償割当ては行われませんので、株主の皆様へ直接具体的な影響が生じることはありません。

本プランが発動され、本新株予約権無償割当てが実施された場合、株主の皆様が本新株予約権行使の手続を行わないとその保有する株式が希釈化される場合があります(但し、当社が当社株式を対価として本新株予約権の取得を行った場合、株式の希釈化は生じません。)。本プランの詳細については、以下の当社ウェブサイトに掲載しております平成22年4月12日付当社プレスリリース「当社株式の大量取得行為に関する対応策(買収防衛策)の導入(更新)に係る基本方針の株主総会への付議について」をご参照ください。

(当社ウェブサイト <http://www.matsuya.com/ir/news/index.html>)

### 3) 具体的取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

上記1)に記載した基本方針の実現に資する特別な取組みは、いずれも当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資する具体的方策であり、まさに当社の基本方針と沿うとともに、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであり、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

また、本プランは、上記2)に記載のとおり、企業価値・株主共同の利益を確保・向上させる目的をもって導入されたものであり、基本方針に沿うものです。特に、本プランは、一定の場合に株主意思確認総会を開催し株主の皆様意思を確認することとしている等、株主意思を重視するものであること、その内容として合理的な客観的発動要件が設定されていること、独立性の高い社外者によって構成される特別委員会が設置されており、本プランの発動に際しては必ず特別委員会の判断を経ることが必要とされていること、特別委員会は当社の費用で第三者専門家の助言を得ることができるとされていること、有効期間が2年間と定められた上、株主総会又は取締役会によりいつでも廃止できるとされていることなどにより、その公正性・客観性が担保されており、高度の合理性を有し、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであって、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

### (5) 研究開発活動

該当事項はありません。

### 第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期連結会計期間において、前連結会計年度末に計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更並びに重要な設備計画の完了はありません。

当第1四半期連結会計期間に以下の固定資産を譲渡する不動産売買契約を締結いたしました。

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の 内容	四半期末 帳簿価額 (百万円)	引渡期日
提出会社	松屋明石町別館 (東京都中央区)	百貨店業	土地建物	344	平成23年8月末日

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

## 第4 【提出会社の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	177,000,000
計	177,000,000

##### 【発行済株式】

種類	第1四半期 会計期間末現在 発行数(株) (平成23年5月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成23年7月15日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	53,289,640	53,289,640	東京証券取引所 (市場第一部)	完全議決権株式であり、権利 内容に何ら限定のない当社に おける標準となる株式 単元株式数100株
計	53,289,640	53,289,640		

#### (2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

#### (3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

#### (4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

#### (5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成23年3月1日～ 平成23年5月31日		53,289		7,132		3,660

#### (6) 【大株主の状況】

当第1四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

#### (7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成23年2月28日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成23年2月28日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 267,200		
	(相互保有株式) 普通株式 75,000		
完全議決権株式(その他)	普通株式 52,933,600	529,336	
単元未満株式	普通株式 13,840		
発行済株式総数	53,289,640		
総株主の議決権		529,336	

- (注) 1 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、株主名簿上は当社名義となっておりますが、実質的に所有していない株式1,000株(議決権10個)が含まれております。  
2 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式71株が含まれております。

【自己株式等】

平成23年2月28日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株松屋	東京都中央区銀座3 6 1	267,200		267,200	0.50
(相互保有株式) 株銀座インズ	東京都中央区銀座西2 - 2番 地先	75,000		75,000	0.14
計		342,200		342,200	0.64

- (注) 上記のほか、株主名簿上は当社名義となっておりますが、実質的に所有していない株式が1,000株(議決権10個)あります。

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成23年 3月	4月	5月
最高(円)	656	473	439
最低(円)	352	388	382

- (注) 株価は東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3 【役員 の 状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の変動は、次のとおりであります。

役職の変動

役員 の 氏 名	新 役 職 名	旧 役 職 名	異 動 年 月 日
川 名 清 五	代表取締役常務執行役員、管理部門統括、経営企画室長 兼 株式会社アターブル松屋 ホールディングス代表取締役社長	代表取締役常務執行役員、管理部門統括、経営企画室長	平成23年7月1日

## 第5 【経理の状況】

### 1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前第1四半期連結会計期間(平成22年3月1日から平成22年5月31日まで)及び前第1四半期連結累計期間(平成22年3月1日から平成22年5月31日まで)は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第1四半期連結会計期間(平成23年3月1日から平成23年5月31日まで)及び当第1四半期連結累計期間(平成23年3月1日から平成23年5月31日まで)は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

### 2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第1四半期連結会計期間(平成22年3月1日から平成22年5月31日まで)及び前第1四半期連結累計期間(平成22年3月1日から平成22年5月31日まで)に係る四半期連結財務諸表並びに当第1四半期連結会計期間(平成23年3月1日から平成23年5月31日まで)及び当第1四半期連結累計期間(平成23年3月1日から平成23年5月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人により四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】  
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成23年5月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成23年2月28日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	2,223	2,510
受取手形及び売掛金	4,592	4,718
たな卸資産	1 2,936	1 2,968
その他	1,122	1,039
貸倒引当金	26	36
流動資産合計	10,849	11,200
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	11,410	11,641
土地	15,227	15,227
その他(純額)	449	476
有形固定資産合計	2 27,088	2 27,346
無形固定資産	610	634
投資その他の資産		
投資有価証券	4,255	5,023
その他	2,396	2,392
貸倒引当金	90	82
投資その他の資産合計	6,560	7,332
固定資産合計	34,259	35,314
資産合計	45,108	46,514
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び買掛金	6,067	6,124
短期借入金	15,164	16,654
未払法人税等	45	145
賞与引当金	283	126
商品券等回収損失引当金	382	421
ポイント引当金	49	47
店舗縮小関連損失引当金	39	39
その他	5,368	5,257
流動負債合計	27,402	28,817
固定負債		
長期借入金	7,174	5,889
退職給付引当金	222	216
環境対策引当金	20	61
その他	2,528	2,483
固定負債合計	9,945	8,650
負債合計	37,348	37,468

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成23年5月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成23年2月28日)
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	7,132	7,132
資本剰余金	5,639	5,639
利益剰余金	4,624	3,881
自己株式	417	417
株主資本合計	7,730	8,472
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	169	387
繰延ヘッジ損益	49	103
評価・換算差額等合計	218	283
少数株主持分	249	290
純資産合計	7,760	9,046
負債純資産合計	45,108	46,514

(2)【四半期連結損益計算書】  
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年3月1日 至平成22年5月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年3月1日 至平成23年5月31日)
売上高	19,377	15,826
売上原価	14,286	11,663
売上総利益	5,090	4,163
販売費及び一般管理費	1 4,794	1 4,456
営業利益又は営業損失( )	295	293
営業外収益		
受取利息	1	1
受取配当金	29	25
債務勘定整理益	51	50
受取協賛金	10	1
その他	41	30
営業外収益合計	135	108
営業外費用		
支払利息	88	73
商品券等回収損失引当金繰入額	39	4
その他	10	13
営業外費用合計	138	91
経常利益又は経常損失( )	292	276
特別利益		
新株予約権戻入益	56	-
その他	29	-
特別利益合計	85	-
特別損失		
固定資産除却損	9	-
投資有価証券評価損	-	121
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	314
その他	-	73
特別損失合計	9	509
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失( )	368	785
法人税、住民税及び事業税	14	33
法人税等調整額	2	36
法人税等合計	12	2
少数株主損益調整前四半期純損失( )	-	783
少数株主損失( )	24	40
四半期純利益又は四半期純損失( )	381	742



## (3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年3月1日 至平成22年5月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年3月1日 至平成23年5月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失( )	368	785
減価償却費	382	337
賞与引当金の増減額( は減少)	169	157
店舗縮小関連損失引当金の増減額( は減少)	91	-
受取利息及び受取配当金	31	26
支払利息	88	73
固定資産除却損	9	-
投資有価証券評価損益( は益)	-	121
新株予約権戻入益	56	-
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	314
売上債権の増減額( は増加)	318	125
たな卸資産の増減額( は増加)	96	31
仕入債務の増減額( は減少)	448	57
その他	191	557
小計	874	265
利息及び配当金の受取額	30	26
利息の支払額	49	75
再就職支援制度に伴う支払額	2,884	-
法人税等の支払額又は還付額( は支払)	49	122
営業活動によるキャッシュ・フロー	2,078	436
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有形固定資産の取得による支出	104	20
無形固定資産の取得による支出	33	0
有形固定資産の売却による手付金収入	-	298
投資有価証券の取得による支出	71	11
その他	8	99
投資活動によるキャッシュ・フロー	200	366
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
短期借入金の純増減額( は減少)	1,284	939
長期借入れによる収入	1,000	1,500
長期借入金の返済による支出	265	765
その他	5	7
財務活動によるキャッシュ・フロー	2,013	211
現金及び現金同等物に係る換算差額	0	4
現金及び現金同等物の増減額( は減少)	265	286
現金及び現金同等物の期首残高	2,555	2,510
現金及び現金同等物の四半期末残高	2,289	2,223

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

当第1四半期連結会計期間 (自平成23年3月1日至平成23年5月31日)
1 会計処理基準に関する事項の変更 (1) 「持分法に関する会計基準」及び「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」の適用 当第1四半期連結会計期間より、「持分法に関する会計基準」(企業会計基準第16号平成20年3月10日公表分)及び「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第24号平成20年3月10日)を適用しております。 なお、これによる損益への影響はありません。 (2) 「資産除去債務に関する会計基準」等の適用 当第1四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日)を適用しております。 これにより、営業損失及び経常損失が1百万円増加し、税金等調整前四半期純損失が316百万円増加しております。

【表示方法の変更】

当第1四半期連結会計期間 (自平成23年3月1日至平成23年5月31日)
(四半期連結損益計算書関係) 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号平成20年12月26日)に基づく財務諸表等規則等の一部を改正する内閣府令(平成21年3月24日内閣府令第5号)の適用により、当第1四半期連結累計期間では、「少数株主損益調整前四半期純損失( )」の科目を表示しております。

【簡便な会計処理】

当第1四半期連結会計期間 (自平成23年3月1日至平成23年5月31日)
1 棚卸資産の評価方法 当第1四半期連結会計期間末の棚卸高の算出に関しては、実地棚卸を省略し、前連結会計年度末の実地棚卸高を基礎として合理的な方法により算出する方法によっております。また、棚卸資産の簿価切下げに関しては、収益性の低下が明らかなものについてのみ正味売却価額を見積り、簿価切下げを行う方法によっております。
2 法人税等並びに繰延税金資産及び繰延税金負債の算定方法 前連結会計年度末以降に経営環境等、かつ、一時差異等の発生状況に著しい変化がないと認められる会社については、前連結会計年度において使用した将来の業績予測やタックス・プランニングを利用する方法によっております。また、前連結会計年度末以降に経営環境等、又は、一時差異等の発生状況に著しい変化が認められた会社については、前連結会計年度において使用した将来の業績予測やタックス・プランニングに当該著しい変化の影響を加味したものを利用する方法によっております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第1四半期連結会計期間末 (平成23年5月31日)		前連結会計年度末 (平成23年2月28日)	
1 たな卸資産の内訳		1 たな卸資産の内訳	
商品	2,554百万円	商品	2,507百万円
原材料及び貯蔵品	306	原材料及び貯蔵品	316
未成工事支出金	72	未成工事支出金	139
未成業務支出金	3	未成業務支出金	5
2 有形固定資産の減価償却累計額	24,843百万円	2 有形固定資産の減価償却累計額	24,276百万円

(四半期連結損益計算書関係)

第1四半期連結累計期間

前第1四半期連結累計期間 (自平成22年3月1日 至平成22年5月31日)		当第1四半期連結累計期間 (自平成23年3月1日 至平成23年5月31日)	
1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。		1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。	
役員報酬及び給料・手当	1,710百万円	役員報酬及び給料・手当	1,580百万円
賞与引当金繰入額	171	賞与引当金繰入額	141

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自平成22年3月1日 至平成22年5月31日)		当第1四半期連結累計期間 (自平成23年3月1日 至平成23年5月31日)	
現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係		現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	
現金及び預金	2,289百万円	現金及び預金	2,223百万円
現金及び現金同等物	2,289百万円	現金及び現金同等物	2,223百万円

(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成23年5月31日)及び当第1四半期連結累計期間(自平成23年3月1日至平成23年5月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当第1四半期 連結会計期間末
普通株式(千株)	53,289

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当第1四半期 連結会計期間末
普通株式(千株)	291

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度の開始の日から当第1四半期連結会計期間末までに属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成22年3月1日至平成22年5月31日)

	百貨店業 (百万円)	飲食業 (百万円)	ビル総合 サービス 及び広告業 (百万円)	輸入商品 卸売業 (百万円)	その他 事業 (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高								
(1) 外部顧客に対する 売上高	16,311	1,697	834	420	113	19,377		19,377
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	13	61	684	18	276	1,054	(1,054)	
計	16,324	1,758	1,519	439	389	20,431	(1,054)	19,377
営業利益又は 営業損失( )	285	93	50	14	25	282	13	295

(注) 1 事業区分は内部管理上採用している区分によっております。

2 各事業の内容

百貨店業.....百貨店業、通信販売業及びこれらに関連する製造加工、輸出入業、卸売業

飲食業.....飲食業及び結婚式場の経営

ビル総合サービス及び広告業.....警備、清掃、設備保守・工事、建築内装工事、装飾、宣伝広告業等

輸入商品卸売業.....輸入商品の卸売等

その他事業.....マーケティング情報提供、用度品・事務用品の納入、O A 機器類のリース、保険代理業、商品販売の取次ぎ、商品検査業務等

【所在地別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成22年3月1日至平成22年5月31日)において、本邦以外の国又は地域に所在する支店及び連結子会社がないため、該当事項はありません。

【海外売上高】

前第1四半期連結累計期間(自平成22年3月1日至平成22年5月31日)において、海外売上高は連結売上高の10%未満のため、記載を省略しております。

## 【セグメント情報】

(追加情報)

当第1四半期連結会計期間より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用しております。

### 1 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定等のために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは百貨店業を中心に構成されており、経済的特徴やサービス等に基づき集約される「百貨店業」、「飲食業」、「ビル総合サービス及び広告業」、「輸入商品卸売業」を報告セグメントとしております。

「百貨店業」は、百貨店業、通信販売業及びこれらに関連する製造加工、輸出入業、卸売業を行っております。「飲食業」は、飲食業及び結婚式場の経営を行っております。「ビル総合サービス及び広告業」は、警備、清掃、設備保守・工事、建築内装工事、装飾、宣伝広告業等を行っております。「輸入商品卸売業」は、輸入商品の卸売等を行っております。

### 2 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

当第1四半期連結累計期間(自 平成23年3月1日 至 平成23年5月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント					その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期 連結損益 計算書 計上額 (注)3
	百貨店業	飲食業	ビル総合 サービス 及び 広告業	輸入商品 卸売業	計				
売上高									
外部顧客への売上高	13,088	1,432	650	558	15,730	96	15,826		15,826
セグメント間の内部 売上高又は振替高	8	24	614	14	662	227	889	889	
計	13,096	1,457	1,265	573	16,392	324	16,716	889	15,826
セグメント利益 又は損失( )	214	181	18	84	329	25	303	10	293

(注)1 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、マーケティング情報提供、用度品・事務用品の納入、OA機器類のリース、保険代理業、商品販売の取次ぎ、商品検査業務等が含まれております。

2 セグメント利益又は損失の調整額10百万円は、セグメント間取引消去等であります。

3 セグメント利益又は損失は、四半期連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

### 3 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

当第1四半期連結会計期間末 (平成23年5月31日)	前連結会計年度末 (平成23年2月28日)
1株当たり純資産額 141.72円	1株当たり純資産額 165.21円

2 1株当たり四半期純利益又は四半期純損失及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益

第1四半期連結累計期間

前第1四半期連結累計期間 (自平成22年3月1日 至平成22年5月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年3月1日 至平成23年5月31日)
1株当たり四半期純利益 7.18円	1株当たり四半期純損失 14.01円
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益 円	潜在株式調整後1株当たり四半期純利益 円
なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。	なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

(注) 1株当たり四半期純利益又は四半期純損失及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定上の基礎

項目	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年3月1日 至平成22年5月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年3月1日 至平成23年5月31日)
四半期連結損益計算書上の四半期純利益又は四半期純損失( )(百万円)	381	742
普通株式に係る四半期純利益又は四半期純損失( )(百万円)	381	742
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株式の期中平均株式数(千株)	52,998	52,998
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含まれなかった潜在株式について前連結会計年度末から重要な変動がある場合の概要	平成19年5月24日定時株主総会決議によるストック・オプション 平成19年7月23日取締役会決議によるストック・オプション 上記の新株予約権は、平成22年5月31日をもって権利行使期間満了により失効しております。	平成17年5月26日定時株主総会決議によるストック・オプション 上記の新株予約権は、平成23年5月31日をもって権利行使期間満了により失効しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。



## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年7月14日

株式会社松屋  
取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 東 田 夏 記

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 秋 山 賢 一

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 原 口 清 治

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社松屋の平成22年3月1日から平成23年2月28日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成22年3月1日から平成22年5月31日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成22年3月1日から平成22年5月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社松屋及び連結子会社の平成22年5月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年7月14日

株式会社松屋  
取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 東 田 夏 記

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 原 口 清 治

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社松屋の平成23年3月1日から平成24年2月29日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成23年3月1日から平成23年5月31日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成23年3月1日から平成23年5月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社松屋及び連結子会社の平成23年5月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。